

佐賀労働局発表
令和5年10月31日(火)

報道機関 各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部賃金室

室長 北村 雅道

室長補佐 山下 恵美子

(電話) (0952) 32-7179 (直通)

佐賀県特定最低賃金(3業種)を答申

佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)は、10月10日及び10月30日、佐賀労働局長(重河真弓)に対し、下記のとおり改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)は、本年9月5日、佐賀労働局長(重河真弓)から佐賀県特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、10月10日及び10月30日、佐賀労働局長に対し、現行の佐賀県特定最低賃金(3業種)の時間額を下記のとおり改正するのが適当であるとの答申を行いました。
- この答申を受けて佐賀労働局長は、下記の予定日に効力が発生するよう所要の手続きを行うこととしています。

記

	業種	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	答申日	効力発生予定日
特定 最低 賃 金	陶磁器・同関連製品製造業	901	47	5.50	令和5年10月10日	令和5年12月9日
	電気機械器具製造業関係	943	43	4.78	令和5年10月30日	令和5年12月29日
	一般機械器具製造業関係	974	45	4.84	令和5年10月30日	令和5年12月29日

引上率は小数点以下第3位を四捨五入しています。